

## 【1989年9月12日】児童手当制度の見直し問題に関する見解

日本経営者団体連盟

政府は、現行児童手当制度を抜本的に見直す方向で、児童手当法改正の準備を進めている。見直し論議の中心になるものとして、中央児童福祉審議会・児童手当制度基本問題研究会から大幅な改革案が発表された。同研究会が提言した改革案には多くの疑問があり、われわれは基本的に反対である。われわれは、児童手当制度の見直しは次のような観点から論議されるべきであると考えます。

### 1 出生率の向上について

同研究会の改革案には、出生率の向上が意図されているが、その効果については極めて疑問である。少子化現象の要因は多様である。子供の養育と現在の生活との間の国民のバランス感覚の変化、改善の遅れた住宅問題、女性の高学歴化、学歴偏重の教育事情などの社会環境が指摘されている。

そこで、少子化現象を食い止めるためにまずなすべきことは、ある程度の数の子供を生み健全に育てるという社会風潮を醸成することであろう。それとともに、教育のあり方、住宅問題、働く女性に対する再雇用制度の普及など、児童手当制度の枠を超えた総合的な観点から検討し、社会環境を整備することが必要である。

### 2 児童手当支給の必要性について

少子化現象の要因のうち、経済的要因で子供を生まない、あるいは生めないとする要因は小さいものと思われる。現に、昭和47年に児童手当制度が創設されて以来、出生率は一貫して低下してきている。また、わが国では74.5パーセントに当たる企業が家族手当制度を導入しており、家族手当額は所定内給与の2.9パーセントに達している（労働省「賃金労働時間制度等総合調査」昭和61年）。このような実情を勘案すると、現在の児童手当の支給を存置する必要性は認められない。

また、高齢化に伴う医療費や年金などの負担が国民に重くかかってきており、国力の発展を阻害しないためには不必要な負担を国民に課すべきではなく、それが行政改革の重要な目的とされているのである。

### 3 児童手当制度の財源と支給対象について

仮に児童手当制度を見直し、存置する場合でも、事業主負担によって国庫負担の肩代りをしている現状をまず改めるべきである。次代を担う児童の健全育成を必要とするのは、単に労働力を必要とする事業主だけではなく、生活や文化の拠り所としての国家の発展を願うすべての国民である。したがって、児童の健全育成は国家的事業としてなされるべき

であって、単に財政上の観点から国民の一部（事業主や被用者本人）にその財源を負担させるべきではない。制度本来の理念からも児童手当制度の財源は全額公費で賄うべきものである。現に、西欧諸国ではほとんどが全額公費負担で賄われている。また、改革案では児童手当の支給対象、金額を拡大する方向で考えているが、2 で述べたようにその必要性に疑問があることから、むしろ、所得制限を厳格にし、不必要な給付を適正化すべきである。

#### 4 児童の健全育成サービス事業の実施主体と財源について

児童の健全育成サービス事業の一環として子供の遊び場などの施設を整備することが改革案の大きな柱となっている。しかし、このような施設の設置・運営については、本来、地方公共団体が住民サービスとして行うべきものであって、児童手当制度の中で縄張り意識をもって考えるべきではない。このような施設の財源を被用者本人や事業主の拠出に求めることについては反対である。仮にこれら児童の健全育成サービスを制度化する場合には全額公費負担によることが本筋である。

#### 5 働く女性の育児に関する措置について

女性の職場進出が児童の出生や育児に影響していることは否めない事実であろう。しかし、これも優れて個人的な事情に左右されるものであり、画一的な措置を講ずることによって解決できるものではない。一つの解決方法として育児休業がいわゆるが、育児は、児童が相当な年齢に達するまで実親の保護の下になされるのが理想である。その意味においては、短期間の育児休業ではなく、職場進出した女性が出産・育児のために一時職場を引退した後、同一職場に再就職し得る方途を講ずることが現実的な方法である。